

88 投稿

第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)が 保険者間において地域間格差が生じる要因

クボテラ シンギキ
久保寺 重行*

目的 第6期のすべての保険者の第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を用いて地域間格差が生じる要因について明らかにすることを目的とした。

方法 「(第6期)保険者別保険料一覧」を用いてすべての保険者の第1号被保険者の介護保険料基準額を被説明変数とし、厚生労働省の「平成27年度介護保険事業状況報告(年報)」および「平成27年介護サービス施設・事業所調査」のデータを用いて、所得段階1の割合、後期高齢者割合などを説明変数として重回帰分析を行った。

結果 所得段階1の割合、施設定員率(特養)、施設定員率(老健)、居宅・施設・地域密着型利用率、要介護認定率は正に有意となっており、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)を高める要因となっていた。一方、後期高齢者割合は負に有意となっており、第1号被保険者介護保険料基準額(月額)を低くする要因となっていた。また、施設定員率(療養)および2割負担割合は特に関連性はなかった。

結論 分析結果からは、①特別養護老人ホームと介護老人保健施設の定員増加は、第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)の増加につながるということ、②非課税などの低所得者の割合が高い保険者ほど第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)が高くなっていることから、介護保険料の算出において、所得段階別加入割合補正係数が機能していない可能性があることの2点が示唆された。

キーワード 第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)、地域間格差、所得段階1の割合、施設定員率、所得段階別加入割合補正係数

I 緒 言

介護保険料は3年に1度、介護保険事業計画の策定時に改定される。介護保険制度の創設当初である第1期の第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)は2,911円であった。その後、介護保険料の上昇を緩和するために、各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減に活用してはいるものの、改定されるごとに介護保険料は上昇していき、第6期の第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)は5,514

円にまで上昇している。さらに、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年度には8,165円まで上昇すると見込まれている¹⁾。

保険者別にみると、第6期における第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)の一番低い保険者は、鹿児島県三島村の2,800円であり、一番高い保険者は、奈良県天川村の8,686円となっており、約3.1倍もの地域間格差が生じている²⁾。

これは医療費と同様の傾向となっている。医療費においては、高齢人口の偏りのみならず病院サービスが充実していること、1人当たり特別養護老人ホーム数が多いことや年齢構成、世

* 法政大学大学院多摩共生社会研究所特任研究員

帯構成、経済等の地域特性などが医療費に地域間格差を生じさせる要因であるという研究³⁾や気候や平均寿命などが要因となっているという研究⁴⁾がある。

介護保険料に影響を及ぼす介護給付費についても、従来、厚生労働省はこの地域間格差を認める立場にいたが、市町村が自市町村の状況を他市町村の状況と比較して分析することが可能な地域包括ケア「見える化」システムの構築を進め、保険者である市町村による介護給付費の適正化に向けた取り組みを一層促すという方針転換をしている⁵⁾。

また、社会保障審議会介護保険部会では、2017年の介護保険法改正において、現在、介護サービス利用者のうち2割負担となっている利用者の一部の自己負担割合を3割に引き上げる「3割負担の導入」や第2号被保険者の保険料を加入者数に応じた負担から被用者保険者間では報酬額に比例した負担とする「介護保険料の総報酬制」を導入している。全国一律に定められた法律や制度の中で、なぜ、これほどまでの地域間格差が生じるのかが本研究の課題認識であり、各保険者の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）に地域間格差が生じる要因を検証することが本研究の目的である。

介護保険料の地域間格差を検証した先行研究は非常に少なく、本研究と同様に、保険者の介護保険料基準額（月額）を用いて地域間格差を分析した研究として安藤⁶⁾がある。まず安藤は、後期高齢者割合、県の施設定員率（都道府県別の施設定員数を都道府県別の第1号被保険者数で除した値）と所得段階1の高齢者割合と介護保険料基準額（月額）との関係を分析した結果、介護保険料基準額（月額）が高い保険者においては、所得段階1の割合や県の施設定員率が全国平均よりも高い傾向があることが明らかになった。ただし、分析で用いたデータは、全国規模の保険者データではないため、客観性や合理性に欠ける。

次に東京都の保険者のデータを対象とした研究に鈴木⁷⁾がある。鈴木は、要介護認定率、重度介護率、施設受給率、後期高齢率、区市町村

民税1人当額を説明変数として分析を行ったところ、要介護認定率のみが影響を与えていたと述べている。

また、福井⁸⁾は都道府県単位での介護保険料を2015年度から2040年度までの期間について5年おきに推計し、地域ごとの高齢化の進展が介護保険料にどのような影響を与えるのか。また、介護保険料の地域間格差はどのような傾向をたどるのかについて分析している。長期にわたる推計結果では、団塊世代が75歳以上となる高齢化の加速が大きい地域ほど、調整交付金による介護保険料負担の格差軽減が強く働き、結果として介護給付費の伸びと介護保険料の伸びに負の相関が発生すると述べている。

さらに、菊池⁹⁾は施設系サービスの整備が介護保険財政に与える影響について検証しており、第1号被保険者の保険料は2025年度に月額6,300円、2055年度には11,500円にまで達し、このうち5割以上が施設系サービスに充当されることになることと述べている。

宣¹⁰⁾は、介護事業所を対象として成功報酬を導入している3保険者の事例をもとに、利用者の要介護度、ADLおよびIADLのほか介護保険料の上昇率の抑制、介護保険給付費の抑制が確認できたと述べている。

先行研究では、保険者の標本数が限られていることや保険者ではなく都道府県単位のデータを用いていること、また、10年以上前のデータを用いていることから、その後の要介護度区分の変更や地域密着型サービスの導入により、保険者の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）に地域間格差が生じる要因にも変化が生じた可能性がある。本研究では、全国規模の保険者のデータを用いて、第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）の地域間格差を検証した研究を行っている。

Ⅱ 方 法

（1）分析の枠組みと使用するデータ

本研究における分析の枠組みは、第6期のすべての保険者の第1号被保険者の介護保険料基

準額（月額）を被説明変数とした重回帰分析により、各保険者の第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）に地域間格差が生じる要因について明らかにする。

被説明変数として用いた各保険者の第1号被保険者の第6期介護保険料は、厚生労働省のホームページに掲載されている「(第6期) 保険者別保険料一覧²⁾」を採用している。

説明変数は、安藤⁶⁾の説明変数以外に、現在は、2015年から介護費用負担の公平化の一環として、所得が一定以上である要介護高齢者の利用者負担が1割負担から2割負担へと引き上げられ、2割負担者割合のデータが存在することから、第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）へどのような影響を与えているのかを検証するために、新たに2割負担者割合とさらに先行研究で有意性のあった要介護認定率を加えて分析を行う。いずれも「平成27年度介護保険事業状況報告（年報）」の保険者別データ¹¹⁾、施設定員率については、「平成27年介護サービス施設・事業所調査¹²⁾」を用いている。

所得段階1の割合は、所得段階1の人数を第1号被保険者数で除した値となっている。

施設定員率は、安藤⁶⁾では介護保険3施設に区分けされていないが、同じ保険者であっても、3施設ごとに数値に大きな差異がみられるため、本研究では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に分けている。なお、施設定員率は、安藤⁶⁾との整合性を持たせるため、都道府県別の施設定員数を用いて都道府県別の第1号被保険者数で除した値を用いている。施設定員率が高いほうが、施設介護サービスへのアクセスが容易であることを表している。

後期高齢者割合は、第1号被保険者の75歳以上人口を第1号被保険者数で除した値となっている。

居宅、施設、地域密着型それぞれの利用率は、サービスごとの介護サービス受給者数、平成27年度分（平成27年3月サービス分から平成28年

表1 説明変数の算出方法

	算出方法
所得段階1の割合	所得段階1の人数 / 第1号被保険者数
後期高齢者割合(%)	第1号被保険者数の75歳以上人口 / 第1号被保険者数
施設定員率(特養)	都道府県別の施設定員数 / 都道府県別の第1号被保険者数
施設定員率(老健)	
施設定員率(療養)	
居宅利用率(%)	サービスごとの介護サービス受給者数 / 12ヶ月 / 要介護認定者数
施設利用率(%)	
地域密着型利用率(%)	
要介護認定率(%)	要介護認定者数 / 第1号被保険者数
2割負担者割合(%)	2割負担者 / 要介護認定者数

表2 記述統計量(n=1,579)

	最小値	最大値	平均値	標準偏差
被説明変数				
第6期介護保険料基準額(月額)(円)	2 800	8 686	5 404.77	641.02
説明変数				
所得段階1の割合	0.01	0.58	0.18	0.07
後期高齢者割合(%)	31.03	74.73	51.63	6.21
施設定員率(特養)	1.25	2.20	1.62	0.21
施設定員率(老健)	0.69	1.83	1.17	0.21
施設定員率(療養)	0.04	0.80	0.19	0.13
居宅利用率(%)	1.19	83.12	58.86	7.28
施設利用率(%)	4.68	122.22	18.91	5.99
地域密着型利用率(%)	0.15	44.02	7.10	4.11
要介護認定率(%)	5.65	30.95	17.83	3.00
2割負担者割合(%)	0.00	31.62	6.31	4.15

2月サービス分)を12カ月で除した値を要介護認定者数で除した値を用いている。これにより、利用者がどの種類の介護サービスを選択し利用しているのかということを表している。もし、1人の要介護認定者が1カ月間に居宅介護サービスのうち2つのサービスを利用したら、居宅介護サービスの受給者数は2人として換算される。

2割負担者割合は、介護サービス利用者の負担割合が2割負担である者を要介護認定者数で除した値を用いている。

要介護認定率は、要介護認定者数を第1号被保険者数で除した値を用いている。説明変数の算出方法については表1、本研究の分析において使用するデータの記述統計量は、表2のとおりである。

(2) 倫理的配慮

本研究で扱うデータは国の行政文書であり個人情報には含まれていない。

Ⅲ 結 果

表3は、第1号被保険者の第6期介護保険料基準額（月額）との関連要因の分析結果である。

所得段階1の割合は、正に有意となっていた。これは、非課税などの低所得者の割合が高い保険者ほど介護保険料は高くなることを表している。

後期高齢者割合は、負に有意となっており、後期高齢者割合が高い地域ほど介護保険料基準額（月額）は低くなることを表している。

施設定員率は、特別養護老人ホームと介護老人保健施設ともに正に有意となっており、施設定員率の高い保険者は、介護保険料基準額（月額）が高くなることが示されている。しかし、介護療養型医療施設は、特に関連性はなかった。

居宅利用率、施設利用率、地域密着型利用率はいずれも正に有意となっていた。これは、サービス利用率が高ければ介護保険料基準額（月額）は高くなることを示している。

2割負担者割合は、特に関連性はなかった。

要介護認定率は、正に有意となっており、要介護認定率が高い保険者ほど介護保険料は高くなることを示していた。

Ⅳ 考 察

所得段階1の割合に対する結果は、安藤⁶⁾を支持する結果となった。本来、介護保険料基準額（月額）を設定する上で機能させなければならない所得段階別加入割合補正係数が機能していない可能性があることを示唆している。所得段階別加入割合補正係数とは、第1号被保険者の所得段階別の分布状況について、当該保険者における分布状況と全国における平均的な分布状況の乖離により、同じ被保険者数・給付費でも介護保険料の基準額に格差が生じることから、これを調整するため、介護保険料で賦課すべき割合を補正するものであり、不足分を普通調整交付金で調整している。逆に後期高齢者割合は、負に有意であったことから、後期高齢者加入割

表3 介護保険料基準額(月額)の高低要因：重回帰分析の結果 (n=1,579)

	係数推定値	t 値
所得段階1の割合	0.048*	2.44
後期高齢者割合(%)	-0.591***	-19.99
施設定員率(特養)	0.062**	3.24
施設定員率(老健)	0.104***	5.12
施設定員率(療養)	-0.031	-1.77
居宅利用率(%)	0.444***	20.69
施設利用率(%)	0.561***	21.62
地域密着型利用率(%)	0.285***	14.60
2割負担者割合(%)	0.024	0.95
要介護認定率(%)	0.996***	39.28
決定係数(調整済みR ²)	0.585	

注 ***p<0.001, **p<0.01, *p<0.05

合補正係数が介護保険料基準額（月額）を設定する上で機能している可能性がある。こちらも安藤⁶⁾と同様の結果である。

施設定員率については、1人当たり介護サービス費が居宅介護サービスより多くかかる施設介護サービス費が増大することに伴い介護保険料基準額（月額）も増加することが考えられる。安藤⁶⁾では、施設定員率をひとまとめに分析していたが、本研究では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設に分けて分析を行った結果、特別養護老人ホームと介護老人保健施設に有意性があることがわかった。

利用率については利用者が増えればそれだけ介護給付費も増加するため、介護保険料基準額（月額）を増加させることは当然の結果といえる。

2割負担者割合については、介護保険制度の持続可能性の確保のための改革の1つとして導入された制度であったが、介護保険料基準額（月額）との関連性はなかった。2割負担対象者の割合が低いという可能性も1つの要因として考えられ、介護保険料基準額（月額）の軽減との関連性がないということであれば、2割負担さらには3割負担の対象者の見直しを検討することも視野にいれなければならない。

要介護認定率は、鈴木⁷⁾と同様の結果となった。要介護認定者が増えればその分介護給付費が増加するため、介護保険料基準額（月額）が増加するものと考えられる。

V 結 語

本研究の分析により明らかになったのは次の2点である。

第1に、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の定員増加は、第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）の増加につながるということである。したがって、3年おきに改定される介護保険事業計画において、特別養護老人ホームと介護老人保健施設の施設整備計画は、第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）が高くなることを念頭において慎重に検討する必要がある。ただし、保険者の施設整備拡大を否定するものではない。施設本来の機能が果たされ、それが住民の意向によるものならば、保険者の選択としてあり得る。

また、介護老人保健施設は、病状が安定している要介護者を対象に、入所者の能力に応じた自立と自宅での生活復帰を目指し、当人の意思を尊重しながら日常生活の世話や看護・医療・リハビリテーションなどのサービスを提供する施設であるゆえ、施設介護から在宅介護を目指す国の方針から考えると、今後非常に重要な施設ともいえる。第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）を抑制するために安易に施設整備を抑制すればよいというものではなく、適切な施設整備計画を望むものである。

第2に、非課税などの低所得者の割合が高い保険者ほど介護保険料基準額（月額）が高くなっていることから、介護保険料基準額（月額）の算出において、所得段階別加入割合補正係数が機能していない可能性があるならば、所得段階別加入割合補正係数の算出方法を検討する必要があるといえる。

最後に本研究の限界と課題について述べておく。各保険者の介護保険料基準額（月額）は介護保険事業計画の策定の中で、将来の3年間の見込み量に基づいて算出されるものであるが、各保険者の見込み量を、一律に公表したデータ

は存在しないため、本研究では実績値を用いている点である。

文 献

- 1) 財務省. 社会保障（財務省提出書類）分割版8－介護給付と保険料の推移（<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wgl/291108/shiryou1-8.pdf>）2021.4.30.
- 2) 厚生労働省.（第6期）保険者別保険料一覧（<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083954.html>）2019.12.26.
- 3) 印南一路. 医療費の決定構造と地域格差－国民健康保険医療費・老人医療費の実証分析－. 医療と社会 1997；7（3）：53-82.
- 4) 船橋恒裕. 医療費の地域格差について－国民健康保険における医療費支出の分析－. 経済学論叢 2006；58（1）：43-60.
- 5) 厚生労働省. 介護費用の地域差分析（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/shakaihoshoukaikaku/chousakai_dai6/siryou5.pdf）2021.8.28.
- 6) 安藤道人. 介護給付水準と介護保険料の地域差の実証分析－保険者データを用いた分析. 季刊社会保障研究 2008；44（1）：94-109.
- 7) 鈴木力雄. 東京都における第1号介護保険料に関する研究. 岩手県立大学社会福祉学紀要 2009；11（2）：57-64.
- 8) 福井唯嗣. 介護保険財政の都道府県別将来推計. 京都産業大学論集 2016；33：61-80.
- 9) 菊池潤. 施設系サービスと介護保険制度の持続可能性. 季刊・社会保障研究 2008；43（4）：365-79.
- 10) 宣賢奎. 要介護度改善と成功報酬. 共栄大学研究論集 2018；16：15-28.
- 11) 厚生労働省. 平成27年度介護保険事業状況報告（2015）.（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450351&kikan=00450&tstat=000001031648>）2019.12.26.
- 12) 厚生労働省. 平成27年介護サービス施設・事業所調査（2015）.（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450042&kikan=00450&tstat=000001029805>）2019.12.26.